

通常の学級における聴覚障害のある児童生徒への配慮と支援に関する文献的考察

—インクルDB「合理的配慮」実践事例データベースに着目して—

下中村武

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所)

KEY WORDS: 聴覚障害 インクルDB 合理的配慮

I. 問題と目的

聴覚障害のある児童生徒が通常の学級で学ぶ場合、配慮や支援が必要となる。通常の学級における授業は、教員が音声を中心に授業を進める。この場合、聴覚障害があることによって、教員やクラスメイトの音声を聞き取ることができないこともある。その結果、教員の話す内容や、教員とクラスメイトの話のやり取りの内容を理解することができず、授業に参加できない状況となる。そのため、聴覚障害のある児童生徒が授業に参加するために、配慮や支援を提供することが必要である。

これまで、通常の学級における聴覚障害のある生徒への配慮や支援に関する研究は、伊東・四日市(1999)や菅家・四日市(2007)など、一定数行われている。そこで、本研究は、聴覚障害のある児童生徒への配慮や支援の実践として、どのようなことが行われているのかについて、焦点を当てる。具体的には、インクルDB「合理的配慮」実践事例を取り上げる。

本研究は、通常の学級における聴覚障害のある児童生徒への配慮と支援に関して文献的に考察する。

II. 方法

1. 対象

インクルDB「合理的配慮」実践事例データベースで、「聴覚障害」で検索した。そして、「特別支援学校」と、重複障害のある子どもへの事例である「通常の学校」を除外して、以下の対象が得られた。すなわち、小学校11件(重複障害の1件を除く)、中学校4件(重複障害の1件を除く)、高校2件の合計17件であった。

2. 手続き

合理的配慮の記述は、主として、以下から抽出した。すなわち、「合理①-1-1:学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」、「合理①-1-2:学習内容の変更・調整」、「合理①-2-1:情報・コミュニケーション及び教材の配慮」であった。これらから抽出したものを、授業担当教員による配慮(話し方)、授業担当教員による配慮(授業環境:話し方以外の配慮)、授業担当教員以外による配慮の3つの観点から分類した。なお、授業担当教員による配慮(話し方)の内容と、授業担当教員による配慮(授業環境)の内容については、伊東・四日市(1999)、菅家・四日市(2007)を参考に、それぞれ9項目ずつ作成した。

3. 分析方法

3つの観点から分類した結果について、文献的に考察する。

III. 結果

1. 授業担当教員による配慮(話し方)

授業担当教員による話し方に関する配慮の記述があったのは、小学校10件、中学校3件、高校2件の合計15件であった。

また、それらは、①「話す速さ」0件、②「声の大きさ」2件、③「聞き取りやすく話すこと」0件、④「口の動かし方」0件、⑤「生徒たちの顔を見て話すこと」1件、⑥

「板書する時には話をしないこと」0件、⑦「文節などで区切って話すこと」0件、⑧「話をする時に身振りや手振りをすること」0件、⑨「その他」12件であった。

2. 授業担当教員による配慮(授業環境)

授業担当教員による授業環境に関する配慮の記述があったのは、小学校38件、中学校17件、高校4件の合計59件であった。

また、それらは、①「対象生徒の座席の位置」12件、②「視聴覚教材」8件、③「板書」6件、④「プリント」0件、⑤「対象生徒が板書を書き写すまで時間を取る」0件、⑥「グループ学習」7件、⑦「他の生徒の発言への対応」9件、⑧「対象生徒が授業を理解しているか注意を向けること」5件、⑨「その他」12件であった。

3. 授業担当教員以外による配慮と支援

授業担当教員以外による配慮に関する記述があったのは、小学校22件、中学校10件、高校2件の合計34件であった。

また、それらは、机や椅子のテニスボールによる騒音低減、難聴学級担当教員や支援員、教育補助員によるノートテイク・手話通訳の実施、要約筆記者の派遣依頼、特定教科における難聴学級担当教員による教育的配慮(ノートテイクや手話通訳以外)などが見られた。

IV. 考察

本研究から、以下の4点が示唆された。

1点目として、授業担当教員は、話し方に関する配慮よりも、授業環境に関する配慮を比較的多く行っていることが示唆された。すなわち、授業担当教員による話し方に関する配慮は15件であるのに対して、授業環境に関する配慮は59件であった。話し方に関する配慮は、「声の大きさ」や「話す速さ」など、比較的調整可能な内容だと考えられるものの、ほとんど記述が見られなかった。

2点目として、話し方に関する配慮は、「その他」を除けば、ほとんど行われていないことが示唆された。すなわち、話し方に関する配慮の中で最も多かった項目は「その他」であり、他の項目はほとんど記述が見られなかった。「その他」は、具体的には、FM補聴システムのことが記述されていた。

3点目として、授業環境に関する配慮として、座席の配慮が最も行いやすいことが示唆された。すなわち、授業環境に関する配慮の中で最も多かった項目は、①「対象生徒の座席の位置」であった。

4点目として、授業担当教員以外の配慮と支援として、設備整備と人的支援があることが示唆された。すなわち、授業担当教員以外による配慮は、机や椅子の脚の騒音対策や、難聴学級担当教員等によるノートテイクや手話通訳、教育的配慮であった。

V. 文献

伊東靖雄・四日市章(1999)聴覚言語障害. 28(3), 151-162.
菅家早織・四日市章(2007)聴覚言語障害. 36(1), 27-34.
(SHIMONAKAMURA takeshi)